

カタールから日本への入国について

(10月26日時点)

現在、日本の水際対策に基づき、カタールから日本への入国に際しては、日本政府が有効と認める新型コロナウイルス・ワクチン（世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチン）を3回目接種済みであることの証明書を所持しない方は、カタール出国72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明が必要とされています。

ただし、同検査で陽性が判明した場合には、現在のカタール保健省の方針の下、5日間の自己隔離を求められることになっていますが、ワールドカップ期間中の需要逼迫及び価格の高騰によりホテル及びフライトの新たな手配が極めて困難となることが予想されます。

つきましては、大会期間中に当地を訪問される予定の方は、出発までに有効なワクチンを極力3回接種し、ワクチン接種証明書を携行してカタールに入国されることを強くお勧めいたします。

(厚労省／日本政府が定めたワクチン)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

1 日本入国に必要な書類

(1) 日本政府が有効と認めるワクチンを3回目接種済みであることの証明書を所持する方

① ワクチン接種証明書

条件を満たした「ワクチン接種証明書」の提出が必要です。

※ 出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書の提出は不要です。

② 質問票

引き続き質問票への回答は必要です。質問票への回答は、[MySOS アプリ](#)上、または、[厚生労働省 HP](#)から回答が可能です。

※ 11月1日より [Visit Japan Web](#) にファストトラック機能が追加されます。

入国日が 11/14 以降の方は Visit Japan Web（11/1 から利用可）を使用してください。登録日や入国日により、MySOS と Visit Japan Web のどちらをお使いいただくかが異なります。詳細はこちら（[ファストトラックについてよくある質問](#)）

(2) 日本政府が有効と認めるワクチンを3回目接種済でない方

① 出国前検査証明書

出国前 72 時間以内に受けた PCR 検査の陰性証明が必要です。取得方法等については、下記3をご覧ください。

② 質問票

引き続き質問票への回答は必要です。質問票への回答は、[My SOS アプリ](#)上、または、

[厚生労働省 HP](#) から回答が可能です。

※ 11月1日より [Visit Japan Web](#) にファストトラック機能が追加されます。

入国日が11/14以降の方は Visit Japan Web (11/1 から利用可) を使用してください。登録日や入国日により、MySOS と Visit Japan Web のどちらをお使いいただくかが異なります。詳細はこちら ([ファストトラックについてよくある質問](#))

2 カタール国内での PCR 検査証明書の取得

(1) 検査証明フォーマット

検査証明の形式については、出国前 72 時間以内に検査を受けて取得した所定のフォーマットを原則として使用してください。所定のフォーマットによる検査証明発行に対応する医療機関がない場合には、任意のフォーマットの提出も可としますが、所定フォーマットと同じ条件を満たす必要がありますのでご注意ください。(日本語・英語版 <https://www.mhlw.go.jp/content/000799426.pdf>)

また、条件を満たす検査証明を取得することができない場合には、当館にご相談ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

(2) 私立医療機関

PCR 検査に対応する私立医療機関のうち下記の医療機関では、日本政府指定の所定フォーマットによる検査証明に対応しているとの回答を得ております。その他の医療機関でも所定フォーマットに対応可能な場合がございますので、事前にご確認いただいた上で、受検されることをおすすめいたします。

- ・ Al Esraa Polyclinic
- ・ Future Medical Center
- ・ Sidra Medicine
- ・ Dr.Moopen' s Aster Hospital
- ・ Aster Medical Center Plus- Almunataz
- ・ Aster Medical Center- Al Khor
- ・ Aster Medical Center Plus
- ・ Wellcare Polyclinic
- ・ Aster Medical Center - industrial Area
- ・ West Bay Medicare

(3) 国立医療機関

各地域のヘルスセンターでは、持込みによる所定フォーマットの使用は、原則として受け付けておりません。ただし、最終的には医師の判断となるため、同フォー

マツトによる発行を完全に否定するものではありませんが、その可否については何ら確約することはできないとの由です。